

「人・自然・産業が織りなす 未来につなげる 安心自立都市 周南」をめざして

周南市長 **木村 健一郎**



周南市は、平成15年4月、合併により誕生し、これまで、新市建設計画及び平成17年4月からスタートした『第1次周南市まちづくり総合計画(ひと・輝きプラン 周南)』に基づき、一体感の醸成や均衡ある発展を目指して、ハード・ソフト両面から合併後のまちづくりを進めてまいりました。

この間、世界的な金融不況による日本経済の失速、ICTをはじめとする急速な科学技術の進展、人口減少社会への突入などの社会経済情勢の変化、そして、平成23年3月の未曾有の大災害となった東日本大震災の発生など、我が国全体が、これまでに経験したことのない大きな転換期を迎えています。また、行政面においても、三位一体の改革、第2次地方分権改革の進展、経済不況による税収の減少、多様化・複雑化する市民ニーズへの対応など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、今の時代を生きる私たちは、こうした様々な問題に立ち向かっていかなければなりません。

このような社会情勢の変化の中、次の10年間に向けて、このたび策定した『第2次周南市まちづくり総合計画(しゅうなん共創共生プラン)』は、将来の都市像として「人・自然・産業が織りなす 未来につなげる 安心自立都市 周南」を掲げ、市民と行政がお互いに役割を理解しながら、共にまちづくりに関わり、一体となって進めていくための羅針盤となるものです。

これからの10年は、さらに進む人口減少の問題や財政的な合併支援措置の終了など、本市を取り巻く状況は厳しさを増すことが予測され、先の見えにくい時代ではありますが、しっかりと進路を定め、本市の特性を生かして課題を克服し、合併後のまちづくりから次世代へつなげる持続可能なまちづくりへと大きく舵を切り替えていかなければなりません。また、地方自治体においては、安定した行財政基盤のもと、効率的な行政システムの構築とともに、様々な課題に対応しながら、自らの責任と判断による主体的な行政運営が求められています。

そのためにも、本計画をまちづくりの共通ビジョンとして着実に推進し、安心安全のもと、住んでよかった、住み続けたい、そして、住みたいと選ばれるまちをめざして、全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様のお一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、この総合計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました議会ならびにまちづくり総合計画審議会の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様に、心より感謝を申し上げます。

平成27年3月

基本構想 目次

I 周南市の未来像 6

- 1 まちづくりの基本理念
- 2 将来の都市像

II 計画の性格と名称等 8

- 1 計画の性格
- 2 名称
- 3 構成
- 4 期間

III 市民の意識 9

- 1 市民アンケート調査
- 2 地域懇談会(市長と語ろう! もやいミーティング)

IV 社会の潮流と基本認識 12

- 1 人口減少と超高齢社会の到来
- 2 グローバル化の進展
- 3 深刻化する地球環境問題
- 4 情報通信技術(ICT)の発展とコミュニケーションの変化
- 5 安全に対する意識の高まり
- 6 地域づくりへの機運の高まり
- 7 価値観やライフスタイルの多様化
- 8 地方分権の進展
- 9 市町村合併の進展と合併支援措置の終了
- 10 急がれる公共施設老朽化への対応

V 将来人口 18

- 1 人口の見通し
- 2 年齢階層別人口の見通し
- 3 地域別の人口見通し
- 4 将来人口への対応

VI まちづくりの方向 22

- 1 元気で心豊かな人を育むまちづくり
- 2 無限の市民力を発揮できるまちづくり
- 3 安心して健康に暮らせるまちづくり
- 4 活力と魅力に満ちた賑わいのあるまちづくり
- 5 環境にやさしく快適で利便性の高いまちづくり
- 6 最大限の行政力を発揮するまちづくり

前期基本計画 目次

I 基本計画 28

- 1 基本計画の性格
- 2 基本計画の分野構成

II 「将来の都市像」の実現に向けた主要プロジェクト…29

- 1 社会で育む少子化対策プロジェクト
- 2 揺るぎない安心安全プロジェクト
- 3 自立した地域づくりプロジェクト
- 4 まちじゅう賑わいプロジェクト
- 5 産業活力・富の創造プロジェクト
- 6 中山間地域振興プロジェクト
- 7 将来に向けた行財政経営プロジェクト

基本計画 分野別計画体系図 37

分野別計画

- 1-1 教育の充実 40
- 1-2 教育環境の整備・充実 44
- 1-3 子供の健全育成 46
- 1-4 子育て環境の充実 48
- 2-1 生涯学習の推進 52
- 2-2 文化・芸術活動の振興 55
- 2-3 スポーツの振興 58
- 2-4 人権尊重社会の実現 61
- 3-1 地域コミュニティの活性化 65
- 3-2 中山間地域の「地域づくり」の促進 68
- 3-3 市民活動の促進 71
- 4-1 災害に強いまちづくりの促進 73
- 4-2 消防・救急体制の充実強化 77
- 4-3 市民生活の安全性の向上 80
- 5-1 地域福祉の推進 83
- 5-2 高齢者福祉の充実 85
- 5-3 障害者福祉の充実 87
- 5-4 健康づくりの推進 90
- 5-5 地域医療の充実 93

- 6-1 生活道路の整備の促進 95
- 6-2 交通環境の充実 97
- 6-3 緑の空間の創造 99
- 6-4 快適な居住環境の整備 102
- 6-5 水道の安定供給と下水道の充実 105
- 7-1 農業の振興 111
- 7-2 林業の振興 115
- 7-3 水産業の振興 117
- 7-4 地域ブランドの推進 120
- 7-5 中心市街地の賑わいの創出 122
- 7-6 商業の振興 125
- 7-7 工業・新産業の振興 127
- 7-8 企業立地と就業支援の促進 130
- 7-9 産業基盤の整備 132
- 7-10 観光・コンベンション等による
交流の推進 135
- 8-1 新エネルギーの活用と
低炭素社会の実現 139
- 8-2 循環型社会の実現 142
- 8-3 環境保全の推進 145
- 9-1 市政に参画できる仕組みの充実 148
- 9-2 将来を見据えた行政経営 151
- 9-3 持続可能な財政運営 155
- 9-4 公共施設老朽化への対応 157

I 策定の経緯.....160

- 1 周南市総合計画策定条例
- 2 周南市まちづくり総合計画策定本部
- 3 周南市まちづくり総合計画審議会
- 4 市民アンケート調査
- 5 まちづくりに関する意見募集
- 6 市長と語ろう! もやいミーティング(地域懇談会)
- 7 各種団体との意見交換
- 8 パブリック・コメント
- 9 会議等の開催経緯

II 周南市民憲章171



基本構想

2015▶2024



I 周南市の未来像

1. まちづくりの基本理念

∞(無限)の市民力と最大限の行政力を結集し周南の価値を高めるまちづくり

本市は、平成15（2003）年4月21日、平成の大合併における山口県内初となる合併を実現し、誕生しました。

そして、これまで豊かな地域社会の創造と内外に元気を発信できる都市を目指して、豊かな自然や恵まれた地理的・社会的条件の中で、まちづくりを進めてきました。

その間、社会情勢は大きく変化し、日本全体が人口減少時代を迎え、若年人口の流出による地方の活力の低下や東京圏への一極集中による弊害など、国全体の活力につながる構造的問題を抱えており、こうした流れに歯止めをかけるため、地方の創生と人口減少の克服に向けた検討が、地方はもとより国を挙げて進められています。

こうした中、本市においても減少する将来の人口特性を見据えた上で、人口減少にいかに向き合い、対処していくかが大きな課題であることから、行政需要の量やその内容を見極めながら、持続可能なまちづくりに向けた取組みを進めていくことが極めて重要になっています。

このような基本認識から、これまで取り組んでき



た「合併後のまちづくり」から「自立したまちづくり」へ転換するため、都市経営の基本理念を「∞(無限)の市民力と最大限の行政力を結集し周南の価値を高めるまちづくり」とします。

これまで本市では、市民活動^{※1}をはじめ地域でのさまざまな活動が、個人・地域団体・NPO^{※2}・企業等の多様な主体により取り組まれてきました。

また、複雑・多様化する市民ニーズや地域課題の中、行政のみの取組みに加え、福祉や教育などさまざまな分野で、多様な主体と行政との協働による取組みが行われてきたところであり、「行政力」のみで担う「公共」から、「行政力」と「市民力」が連携・協力してまちづくりを進める「公共」へと進化してきました。

このように進化し、無限の可能性を秘めた「市民力」（無限の市民力）は、自主防災活動等をはじめとした市民自らが自主的・主体的に「公共」の担い手となる「新しい公共」へとさらに進化し、行動することにより、「住民自治^{※3}」の確立と真の市民主体のまちづくりにつながるものです。

また、行政においては、これまで合併のメリットを生かしたまちづくりを進めてきましたが、新たな地域課題等に対応するために、行政のもつ「ヒト・モノ・カネ」の経営資源をこれまで以上に効果的・効率的に活用しながら、「行政力」を最大限に発揮し、「団体自治^{※4}」のもと市民の生活や福祉の向上を主体的に担うとともに、さまざまな分野において市民が活躍できるような体制をつくり、それを行政が

※1 市民活動

不特定多数の人々の利益や、地域住民の生活および地域社会の維持発展を目的として行う、非営利で自主的な活動。

※2 NPO (Non-Profit Organization)

民間非営利組織。自分たちだけでなく社会の多くの人のためになる、さまざまな活動を行い、団体の構成員や出資者に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

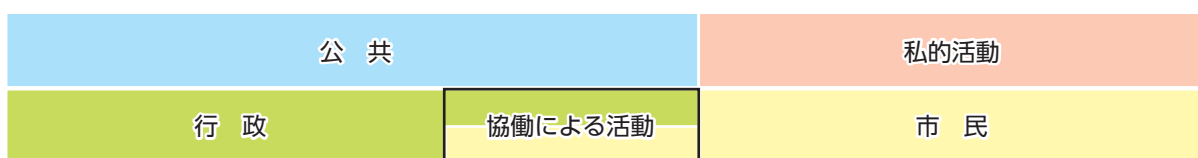
支援し、「みんなで支えるまちづくり」を進めます。

そして、市民と行政がバランスよくまちづくりに関わり、共に協力して、社会全体で支え創る「共創」によるまちづくりを進め、本市の価値を高めることにより、住みやすいまち、住みたいと選ばれるまちを目指します。

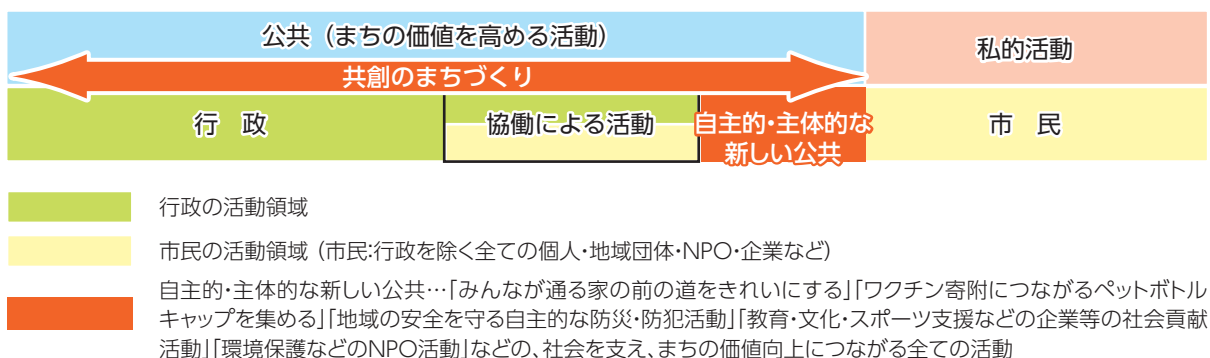
こうした「無限の市民力」と「最大限の行政力」の2つの基軸によって、市民と行政の双方向のコミュニケーションを通して、それぞれがもつ知識やノウハウを活用しながら課題の解決に向けたまちづくりを進めます。

■「共創のまちづくり」の概念図

●これまでの協働によるまちづくり



●第2次まちづくり総合計画における「共創のまちづくり」



2. 将来の都市像

人・自然・産業が織りなす 未来につなげる 安心自立都市 周南

社会全体が人口減少へと向かう中、「共創」により、本市の価値を高め

「人と人との絆を大切に、誰もが活躍できるまち」

「海・島・山・里などの豊かな自然を生かした潤いのあるまち」

「地域資源※5を生かした、活力あふれる産業のまち」

を確立することで、自立した、そして、誰もが安心して共に暮らせる「共生」のまちを実現します。

こうしたことから、本市の将来の都市像を「人・自然・産業が織りなす 未来につなげる 安心自立都市 周南」とします。

※3 住民自治

地域団体（自治体）が運営を行うにあたっては、主権者としての住民がその意思と責任に基づいて参画し、処理すること。

※4 団体自治

地方においては、国から独立した地域団体（自治体）が、その団体の権限と責任において地域の運営を行うこと。

※5 地域資源

本市に存在する人や物などの総称であり、産業・観光においては、コンビナートや天然の良港・交通インフラなどで、活用可能なものの総称。自然資源だけでなく、歴史的文化的なものや人為的なものも含む。

Ⅱ 計画の性格と名称等

Ⅲ 1. 計画の性格

平成23（2011）年8月の地方自治法一部改正により、市町村の基本構想策定の義務付けが廃止されましたが、市の長期的なビジョンを示す必要性は変わりません。

本計画は、平成25（2013）年9月に制定した、

周南市総合計画策定条例に基づき、将来展望のもとに自主的かつ総合的なまちづくりを計画的に進めるため、まちづくりの長期的な目標から具体的な事業計画までを明らかにする、市の最上位計画として位置付けるものです。

Ⅲ 2. 名称

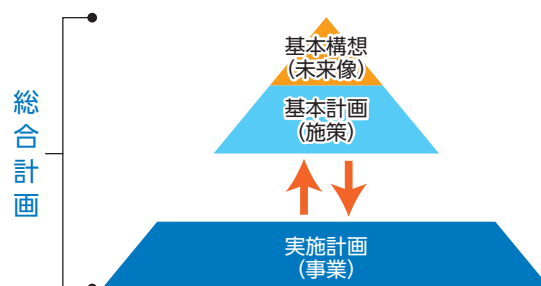
第2次周南市まちづくり総合計画 しゅうなん共創共生プラン

Ⅲ 3. 構成

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つで構成します。

- 基本構想…将来目標として将来の都市像や、その実現に向けたまちづくりの基本的な方向性を示したものです。
- 基本計画…基本構想の実現に向けて、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、各分野における必要な施策を具体的に示したものです。

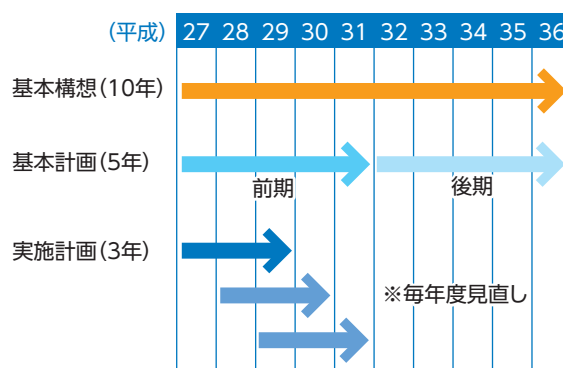
- 実施計画…基本計画で示した施策を実現するため、社会情勢や財政状況を勘案して、具体的な事業を示したものです。



Ⅲ 4. 期間

計画期間は、前計画との整合性や継続性を踏まえ、次のとおり設定します。

- 基本構想…平成27(2015)年度から36(2024)年度までの10年間を計画期間とします。
- 基本計画…社会経済情勢の変化に対応するため、平成27(2015)年度から31(2019)年度までの前期、32(2020)年度から36(2024)年度までの後期の、各5年間を計画期間とします。
- 実施計画…計画期間を3年間とし、財政状況の変化等を勘案して、毎年度見直しを行います。



Ⅲ 市民の意識

Ⅲ 1. 市民アンケート調査

まちづくり総合計画策定の基礎資料とするため、平成25（2013）年5月に、市民の皆さんのニーズや満足度・市政に対する考えなどを伺う、「市民アンケート調査」を実施しました。

調査は、市内に在住する18歳以上の人の中から、2,500人を無作為に抽出して行い、1,095人（回収率：43.8%）の回答がありました。

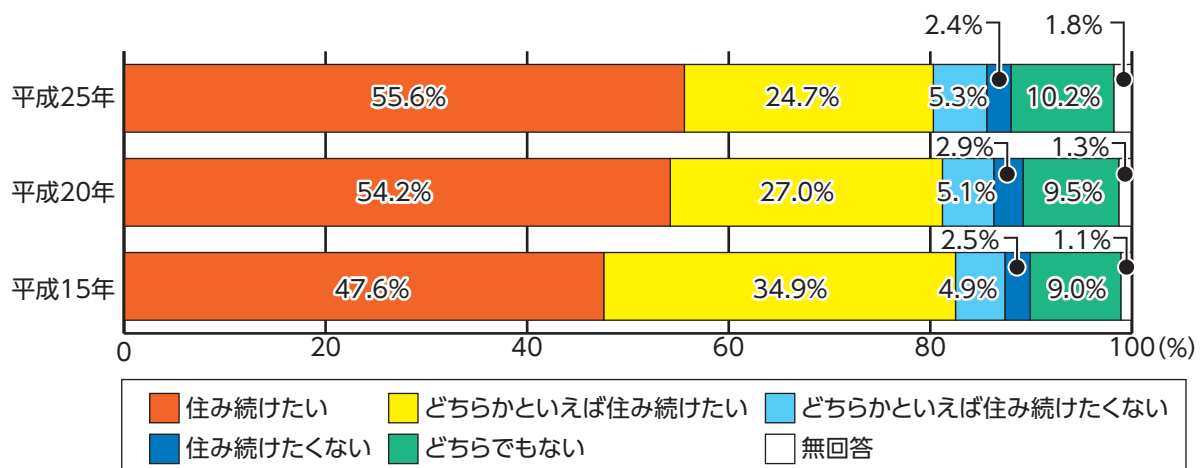
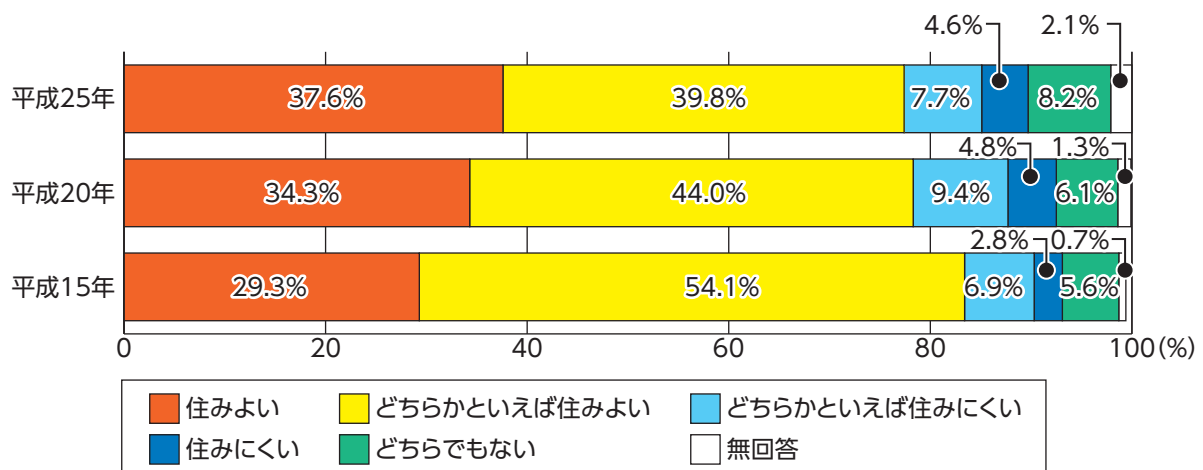
■本市の住みよさ・今後の居住意向

平成25（2013）年の調査では、本市の住みやすさについて「住みよい」が37.6%「どちらか

といえば住みよい」が39.8%となっており、概ね8割の人が住みよいと回答されています。

また、今後の居住意向について「住み続けたい」が55.6%、「どちらかといえば住み続けたい」が24.7%で、概ね8割の人が、住み続けたいと回答されています。

合併直後（平成15（2003年）8月）と比較すると、本市を「住みよい」と感じている人の割合が8.3ポイント、「本市に住み続けたい」と考えられる人の割合が8.0ポイントそれぞれ上がっています。



■市の取組みに対する満足度

平成20（2008）・25（2013）年のいずれにおいても「上水道の整備」「下水道・排水施設の整備」「消防・救急体制」の満足度が高いと評価された一方「徳山駅中心の市街地活性化」「商業の振興」「観光の振興」の満足度が低いと評価されました。

また、平成20年からの5年間で「廃棄物処理対策等の取組み(第21 ⇒ 12位)」「青少年健全育成(第18 ⇒ 13位)」「病院等医療体制(第25 ⇒ 16位)」の満足度が高くなりました。

※平成25・20年と15年調査では、一部の施策項目が異なります。

●満足度が高い項目

順位	平成25年	平成20年	平成15年
1位	上水道の整備	上水道の整備	上水道の整備
2位	下水道・排水施設の整備	下水道・排水施設の整備	下水道・排水施設の整備
3位	消防・救急体制	消防・救急体制	道路の整備
4位	道路の整備	道路の整備	し尿処理体制
5位	幼児教育や義務教育	河川・水路の整備	消防・救急体制
6位	CATV等情報化への対応	CATV等情報化への対応	自然環境(海岸・河川・森林など)
7位	健康づくり活動	公園や緑地などの整備	ごみ処理体制
8位	スポーツ等の振興	スポーツ等の振興	公園や緑地などの整備
9位	公園や緑地などの整備	工業の振興	文化会館や美術館などの文化活動
10位	河川・水路の整備	健康づくり活動	自然災害への対応

●満足度が低い項目

順位	平成25年	平成20年	平成15年
36位	徳山駅中心の市街地活性化	徳山駅中心の市街地活性化	専門性の高い買い物ができる商業施設
35位	商業の振興	商業の振興	映画やレジャーを楽しめる娯楽施設
34位	観光の振興	行財政改革の推進	子供の遊び場
33位	企業誘致や起業家への支援	観光の振興	レジャー・レクリエーション施設
32位	行財政改革の推進	企業誘致や起業家への支援	子育て支援・少子化対策
31位	市政参画の推進	農林業の振興	スポーツ大会・イベントを見る機会
30位	バスや鉄道などの公共交通機関	子育て支援や少子化対策	障害者のための福祉施設
29位	農林業の振興	市政参画の推進	コンサートや劇などを見る機会
28位	子育て支援や少子化対策	バスや鉄道などの公共交通機関	高齢者・障害者の地域での支援体制
27位	国際交流など国際化	高齢者福祉の充実	高齢者の生きがい対策

■今後のまちづくりにおいて重要度が高いもの

「徳山駅中心の市街地活性化」の重要度が最も高く、次いで「高齢者福祉の充実」「病院等の医療体制」「子育て支援や少子化対策」「バスや鉄道などの公共交通機関」となっており、各地域においても、ほぼ同様の回答がされています。



順位	平成25年	平成20年
1位	徳山駅中心の市街地活性化	徳山駅中心の市街地活性化
2位	高齢者福祉の充実	病院等の医療体制
3位	病院等の医療体制	高齢者福祉の充実
4位	子育て支援や少子化対策	子育て支援や少子化対策
5位	バスや鉄道などの公共交通機関	青少年の健全育成
6位	商業の振興	廃棄物処理対策等の取組み
7位	青少年の健全育成	幼児教育や義務教育
8位	幼児教育や義務教育	行財政改革の推進
9位	行財政改革の推進	バスや鉄道などの公共交通機関
10位	防災体制の充実	商業の振興

2. 地域懇談会（市長と語ろう！もやいミーティング）

平成25（2013）年11・12月に、各総合支所や支所を中心とする20地区で「市長と語ろう！もやいミーティング」を開催しました。

各会場では、市のまちづくりの現状や将来ビジョン、また次期まちづくり総合計画・公共施設再配置計画をテーマに意見交換を行い、計764人の参加がありました。



●もやいミーティングで寄せられた主な意見

分野	主な意見
公共施設関連	支所・公民館の整備、公共施設再配置計画、教育施設整備 等
中山間地域振興関連	農業支援、鳥獣被害対策、地域の夢プラン実現への支援 等
道路整備関連	国・県・市道の整備、橋の点検、道路の安全対策 等
生活交通関連	バスの利用促進、交通弱者対策、多目的バスの導入 等
新庁舎建設関連	新庁舎の位置・事業規模・事業費、市民館の解体 等
福祉関連	高齢者の見守り活動、保育園児童園のあり方、地域医療の存続 等
安心安全関連	自主防災組織の支援、防災無線の整備、空き家対策 等

Ⅳ 社会の潮流と基本認識

Ⅲ 1. 人口減少と超高齢社会の到来

わが国は、長引く出生率の低迷等により、平成20（2008）年頃から人口減少社会に入ったといわれており、併せて世界に類をみない速度で高齢化も進んでいます。



平成25（2013）年3月に国立社会保障・人口問題研究所から公表された人口の将来推計では、平成22（2010）年の国勢調査人口128,057千人（100%）から、平成32（2020）年には124,100千人（96.9%）、平成42（2030）年には116,618千人（91.1%）、さらに平成52（2040）年には107,276千人（83.8%）に減少するとされています。

また、平成37（2025）年における75歳以

上人口は、約2,179万人で、およそ5人に1人が75歳以上の高齢者となるほか、世帯主が75歳以上の約1,187万世帯のうち、37.7%の約447万世帯は、「単身世帯」となると見込まれています。

こうした、高齢者の単身世帯では、緊急時の支援体制や孤立死を防ぐための対策、また、夫婦2人だけの場合は「老々介護」対策なども求められています。

今後の少子高齢化により、生産年齢人口が減少していく人口構造の変化は、生産や消費の減少に伴う経済の縮小につながり、社会保障費※6などの国民負担の増加や税収の減少など、一旦、経済規模の縮小が始まると、それがさらなる縮小を招き、生活水準の低下につながる懸念されるほか、地域コミュニティ※7の担い手不足など社会全体の活力に影響を与える可能性があります。

本市においても、このような人口減少・超高齢社会※8に正面から向き合い、将来にわたり持続する活力あるまちづくりに向けた取組みを一層進めていく必要があります。

Ⅲ 2. グローバル化※9の進展

平成20（2008）年秋のリーマン・ショック※10に端を発した世界同時不況の影響は、わが国においても株価の大暴落やそれに伴う急激な景気の低迷等、日本経済が世界経済の一部であるこ

とを改めて認識させられた事件でした。

その後、国内消費では小売販売には大きな落ち込みは見られませんが、外需依存型の経済構造やデフレ※11による経済の縮小傾向など、厳し

※6 社会保障費

安心な生活のために必要な医療・介護・雇用・生活保護などの公的サービスに係る経費。

※7 地域コミュニティ

住民同士の交流が行われている地域の共同体。

※8 超高齢社会

一般的に、総人口のうち、65歳以上の人口の占める割合（高齢化率）が14%を超えた状態を高齢社会、65歳以上の人口の割合が21%を超えると超高齢社会という。

※9 グローバル化

国家などの境界を越えて、経済活動やものの考え方などが世界的規模に広がること。

い経済情勢が続いており、国においても景気回復が最優先課題となっています。

こうした中、景気の低迷からの脱却に向けた、国の経済政策が進められており、その効果や平成32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定もあり、徐々に明るい兆しが広がりはじめています。

また、経済だけでなく海外との人の交流も広がり、国においては観光庁を設置し、インバウンド※12への取り組みが進められています。

本市においては、コンビニート関連企業にお

ける国際競争力の強化が大きな課題となっており、世界経済の動向が市民生活や税収等に影響を与える状況であることから、こうした動きにも注視しなければなりません。



3. 深刻化する地球環境問題

世界的な経済の急速な進展や人口増加に伴い、石油などの化石燃料※13の消費増大による地球温暖化やそれに起因するとされる異常気象、自然生態系への影響など、深刻な環境問題が起きており、わが国においても海外からの大気汚染問題などの国境を越えた世界共通の課題があり、国際社会の一致団結した取り組みが不可欠となっています。

また、環境問題への対応や東日本大震災による電力不足等を契機として、日本各地で太陽光や風力等の再生可能エネルギー※14を活用した発電所の建設が進んでいます。

今後は、社会経済活動から個人の身近な暮らしに至るまで、環境負荷の少ない低炭素社会への転換に向けた、省資源・省エネルギーや再生可能エネルギー、新エネルギーの普及や自然環境の保全など、さまざまな観点からの取り組みが求められています。



※10 リーマン・ショック

平成20（2008）年に、アメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズの破綻により、世界的金融危機の引き金となったことに照らして呼ぶ表現。それに続く金融危機や不況なども含めて意味する表現としてよく使われる。

※11 デフレ

デフレーションの略で、物価が持続的に下落する経済現象を指す。

※12 インバウンド

外国人旅行者を自国へ誘致すること。日本では、海外から日本へ来る観光客を指す。

※13 化石燃料

石炭・石油・天然ガスなど化石由来の燃料。これを燃焼させることにより、地中に閉じ込められていた炭素が大気に放出されるため、その大量消費が、地球温暖化を進めた要因の一つとされる。

※14 再生可能エネルギー

自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称で、太陽光・太陽熱・水力・風力・バイオマス・地熱・波力などを利用したエネルギー。資源を枯渇させず利用可能であるため、地球温暖化対策に有効とされる。

4. 情報通信技術(ICT^{※15})の発展とコミュニケーションの変化

情報化社会の進展は目覚ましく、わが国の携帯電話の人口普及率は、ほぼ100%に達しているほか、インターネットについても、その人口普及率(総務省通信利用動向調査)は、平成9(1997)年にはわずか9.2%でしたが、平成15(2003)年には64.3%、平成24(2012)年には79.5%と急速に増加しており、これらは、世代に関係なく日常生活に不可欠なものとなっています。

また、パソコンや携帯情報端末などの普及による1人1台のインターネット環境、世界的なSNS^{※16}(social networking service)の普及による交流サイトなどの活用が加速化しています。

こうした中、情報通信技術(ICT)の活用により、簡素・迅速で、身近な場所で必要なときに受け

ることが可能となる、利便性の高い行政サービスの需要が高まっています。

行政においても、ICTを活用した安心安全に関する情報共有体制、地域情報やイベント情報の共有によるコミュニケーション機能や、動画情報発信の取組みなど、効率的でスピード感のあるサービスを提供する「情報インフラ」としての利活用の幅が広がっています。



5. 安全に対する意識の高まり

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災は、その規模や津波による被害に加え、原子力発電所の重大事故など、これまでの想定を超える甚大な被害をもたらし、日本中に大きな衝撃を与えたところであり、これを契機に人々の災害に対する意識は大きく変化し、豪雨や今後発生が予想される大地震への対応の転機ともなりました。

本市においても、近い将来の発生が懸念される南海トラフ地震への被害が予測される中で、災害に対する市民の意識が高まっており、公助による防災対策をはじめ、市民や地域団体等による自助・共助による防災対策を支援するほか、

老朽化した公共施設や社会インフラの対応に取り組んでいく必要があります。

また、交通事故や犯罪、振り込め詐欺やインターネットによる新たな犯罪、食の安全への不安など身近な生活の中での危険が増大しており、こうした危険を排除する取組みが必要となっています。

今後も、安心を実感できる暮らしの実現に向けて、行政としてしっかりとした危機管理体制を構築し、市民一人ひとりが「自分の身は自分で守る」ことを基本に置きながら、地域においても互いに助け合うことができる体制づくりを進めていくことが求められています。

※15 ICT
Information and Communication Technologyの略。情報通信技術の総称。

※16 SNS
インターネット上の交流により社会的ネットワークを構築するサービス。

6. 地域づくりへの機運の高まり

中山間地域をはじめとした、地方自治体内の個別の地域においては、急速な人口減少や高齢化等に伴い、地域コミュニティの衰退等が進み、安心して暮らす上での防災対応や日常生活機能の維持、生活交通の確保、伝統文化の継承などさまざまな課題が山積していますが、その全てを行政や民間事業者で対応することが困難な時代となっています。

こうした中、本市においては、これらの課題の解決に向けて、地域による子供や高齢者の見守り、防災など安心して暮らせる地域づくりが始まっており、中山間地域を中心に、集落を越えて地域全体

で支え合い、「自分たちの地域は自分たちで守る」自立した地域の体制づくりが進められています。

今後も、行政として、市民との協働の取組みを進めていくほか、「新しい公共」の担い手として、さまざまな団体等による自主的・自立的な地域づくりが一層求められます。



7. 価値観やライフスタイルの多様化

人々の意識が「物質的な豊かさ」から「心の豊かさ」へと変わる中で、労働時間の短縮化や団塊の世代の大量退職等に伴い、ゆっくりとした生活を送るスローライフや田舎暮らしへの関心が高まるなど、人々の価値観は多様化してきています。

また、若者を中心とした地方回帰への動きも見え始めており、Uターンや第1次産業への新規就労、国の制度である地方への地域おこし協力隊の参加など、成長だけにとらわれない自分らしさを求めた成熟した生き方が注目されています。

さらに、女性の社会進出等から男女共同参画やワーク・ライフ・バランス※17の考え方が広がってきたほか、多文化との共生等、価値観や個性を尊重する生き方も広がっています。

こうしたことから、今後は、世代や性別によ

らず、市民一人ひとりが個性と能力を発揮し、それぞれの責任と価値観に基づいた生き方が可能となる自由度の高い社会が求められています。

一方、個性的な生き方が重要視されてきたことから、地域社会とのつながりの希薄化や、未婚による単身世帯の増加などが、新たな課題となっています。



※17 ワーク・ライフ・バランス

働く全ての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。

8. 地方分権^{※18}の進展

地方分権の流れは、これまで20年以上にわたり進められてきたところであり、第1次地方分権改革から、その後の地方分権一括法の施行や三位一体の改革を経て、平成19（2007）年の地方分権改革推進法の施行に始まる第2次地方分権改革が現在進められており、国が地方自治体の



自治事務を法令で制限する「義務付け・枠付け」の廃止や条例制定権の拡大等が行われ、基礎自治体へも多くの事務や権限が移譲されました。

本市は、これまで合併の目的の1つで

ある地方分権に対応した受け皿となる基礎自治体としての体制づくりを進め、全ての建築確認等に対応した特定行政庁への移行などのまちづくり分野の事務や、パスポート発行などの市民に身近な事務を中心に県から権限移譲を受け、行政機能の充実を図り、サービスの向上に努めてきました。

今後も、地方分権が進む中で、住民にとって最も身近な基礎自治体の果たすべき役割と責任はますます重要となってくると考えられることから、本市においても、こうしたことに適切に対応できる組織体制の整備を図るとともに、自立した自治体経営に向けた行財政改革を進め、行政力を高めていく必要があります。

9. 市町村合併の進展と合併支援措置の終了

平成の大合併により、全国の市町村の数は、3,232(平成11(1999)年3月31日現在)から1,718(平成26(2014)年4月5日現在)へと大きく減少し、山口県においても56市町村が19市町に再編されるなど、地方自治体の状況は大きく変化しました。

こうした中、合併自治体では、合併のメリットを生かして、広域的なまちづくりや人員削減など効率的な行財政改革、行政サービスの向上などに取り組んできました。

しかしながら、平成16（2004）年度からの三位一体の改革による地方交付税の削減や平成20

（2008）年の世界同時不況に伴う税収の減少など、地方財政は厳しい状況が続いています。

また、合併自治体においては、合併年度とこれに続く10年間は、普通交付税の特例措置である合併算定替^{※19}が適用されますが、その後5年間かけて段階的に削減・終了することや、合併特例債の発行期限の到来など、今後、合併特有の厳しい財政状況が予測されることから、本市においても、平成30年度までの合併特例債^{※20}の発行期限を間近に控え、残りの合併特例債の活用事業を十分に精査して対応する必要があります。

※18 地方分権

国の権限や財源を地方に移して、地方の自主性・自立性を高めることにより、地方公共団体が自らの判断と責任において、行政を運営できるようにすること。

※19 合併算定替

合併直後に交付税が激減しないよう、合併年度とこれに続く10年度は、合併前の旧自治体を基に算定し、普通交付税の額を補償する、特例措置。

こうしたことから、合併支援措置を活用したまちづくりから、しっかりとした財政基盤を背景に自主性・主体性をもって、自らの判断と責任による自立したまちづくりを進めていく必要があります。



10. 急がれる公共施設老朽化への対応

人口減少や超高齢社会の進行による税収の減少や新たな財政需要への対応など、地方公共団体の財政運営が今後さらに厳しさを増していく中、過去の人口増加等に合わせて集中的に整備された、道路・橋りょう等のインフラ施設を含めた公共施設の老朽化への対応が、全国的にもクローズアップされています。

こうしたことを受け、国からも平成28（2016）年度までを期限として、公共施設等の総合的な管理による老朽化対策を進めるための計画策定が要請されたところであり、公共施設の老朽化対策は、利用者の安心安全はもちろんのこと、今後の行政経営の上でも、優先的な取り組みが必要となっています。



本市においては、公共施設の現状と課題を把握するために、公共施設白書を作成していますが、合併前に整備された多くの老朽化した公共施設を抱えており、現状のまま保有し続けると、今後、道路や橋りょう等を含めた公共施設の改修や更新に必要な費用が市の財政を圧迫していくことが確実な状況であることが明らかになりました。

また、合併支援措置の終了が間近に迫り、財政運営は一層厳しいものになると見込まれる中、市民の利便性や安心安全の確保に向けて、喫緊の課題として老朽化が進む施設への対応に取り組んでいく必要があります。

※20 合併特例債

「平成の大合併」を実施した自治体が、合併後一定期間に発行できる債券(借金)。事業費の95%に充てることができ、元利償還金の7割は国が負担。自治体の実質負担額が、事業費の3割程度で済むことから、多くの自治体で活用されている。

V 将来人口

1. 人口の見通し

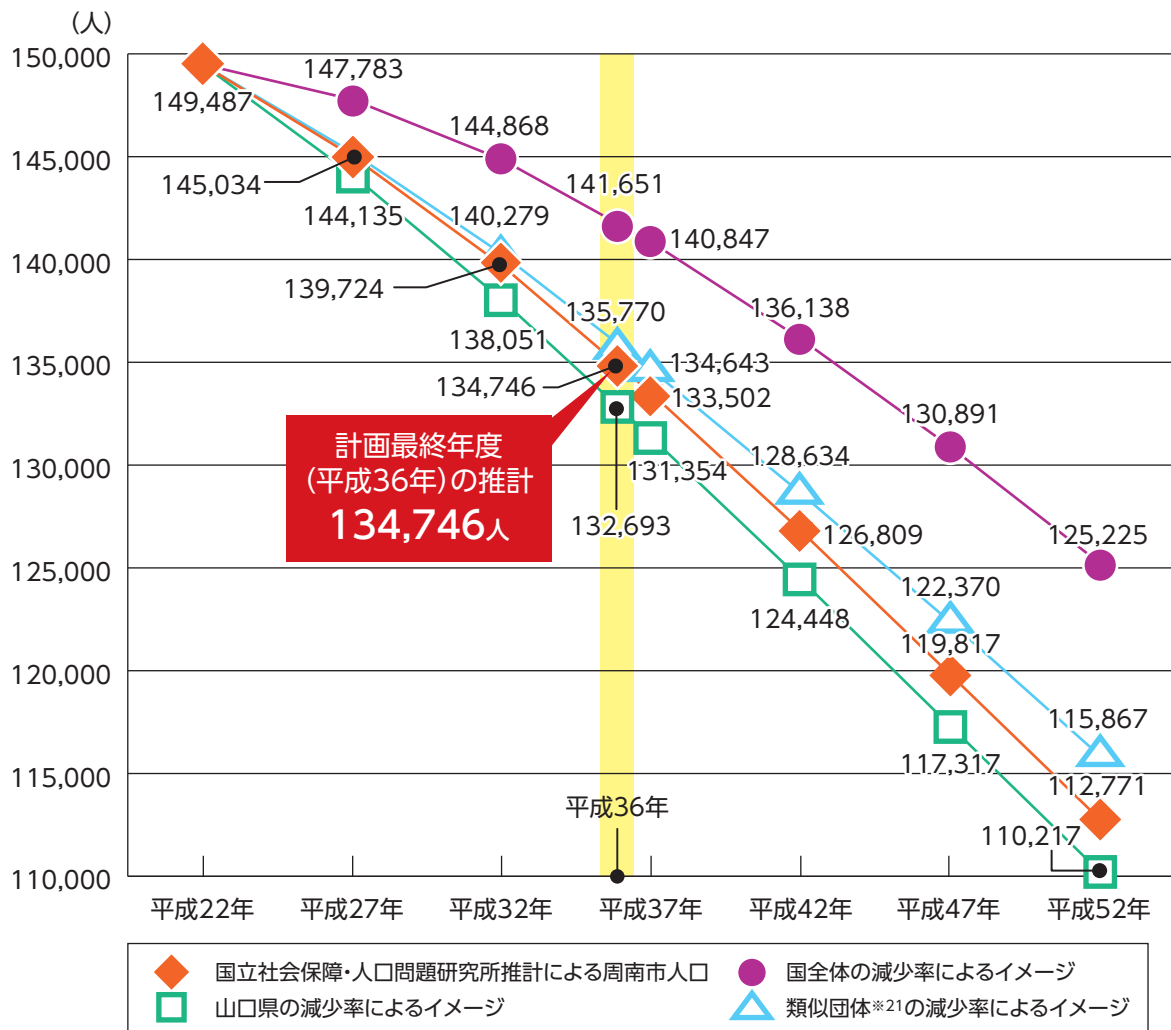
本市の人口は、既に昭和60（1985）年の国勢調査人口をピークに減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所では、平成22（2010）年の国勢調査人口の149,487人から、平成32（2020）年には139,724人、平成42（2030）年には126,809人、そして、平成52（2040）年には112,771人に減少すると推計しています。

こうした推計から、本計画の最終年度であ

る平成36（2024）年の人口は、約135,000人（134,746人）となります。

また、平成26（2014）年5月に有識者らによる民間の日本創成会議から公表された将来推計では、全国的な大都市圏等への人口移動が収束しないとした下位の試算として、本市の平成52（2040）年の人口を108,316人としており、国立社会保障・人口問題研究所の推計よりさらに厳しい数値となっています。

●将来人口の推計（国立社会保障・人口問題研究所推計値を基に算出）



※21 類似団体

平成23年度の本市の都市類型は、産業構造の第2次・3次産業従事者の人口が95%未満で、かつ第3次産業従事者が55%以上の団体（類型Ⅳ-1）に該当。この類型に該当

する52団体のうち、人口減少傾向にある西日本の6団体を抽出して比較。

2. 年齢階層別人口の見通し

本市の年齢階層別人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、年少人口や生産年齢人口は一貫して減少する一方、高齢者人口は平成32（2020）年まで増加し、その後、大都市圏等のような大幅な増加ではなく、微減に転じることが特性といえます。

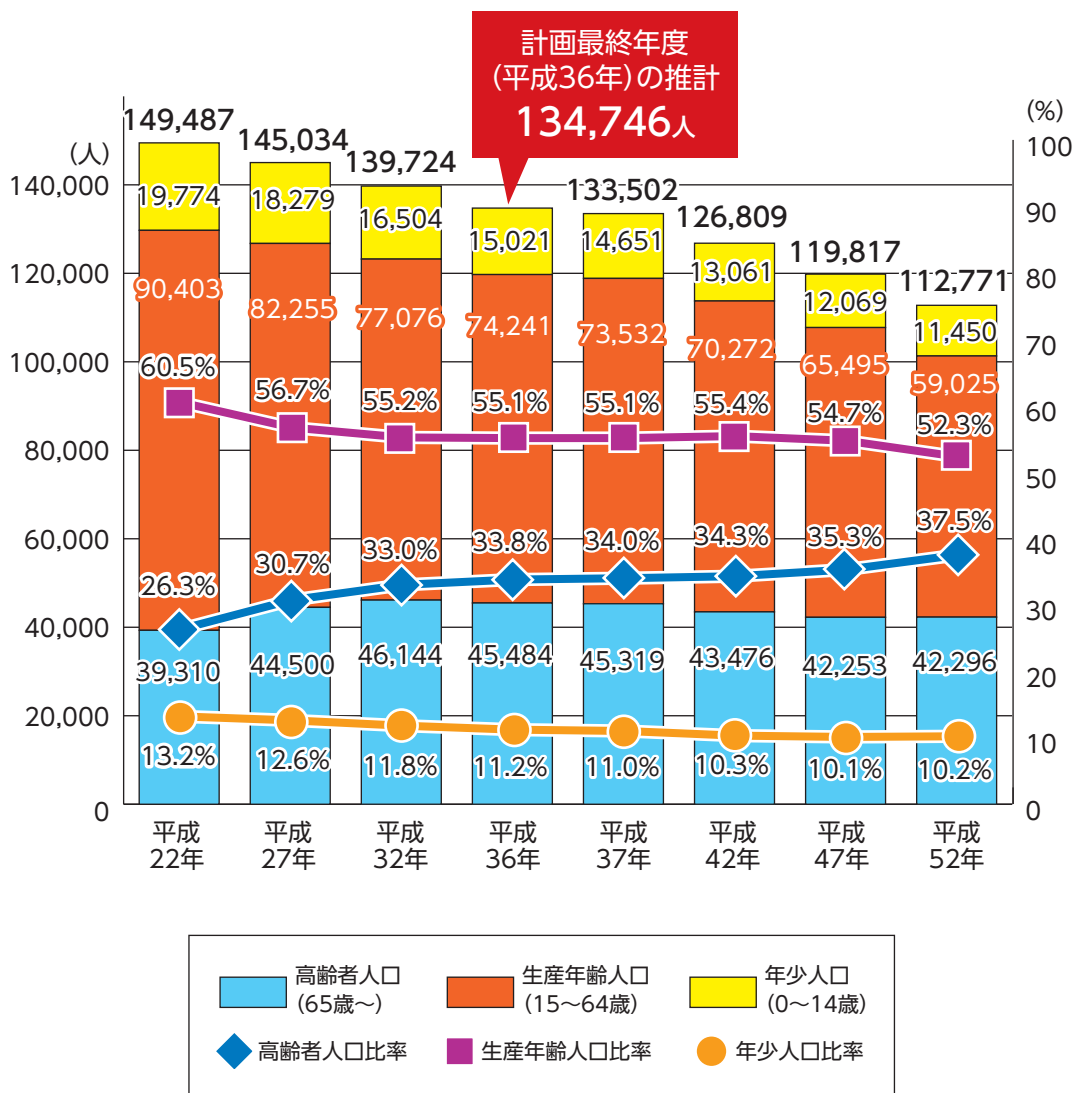
このように高齢者人口の増減が少なく、年少

人口や生産年齢人口の減少が大きいことから、高齢化率は平成22（2010）年の26.3%から平成32（2020）年には33.0%、平成42（2030）年には34.3%、平成52（2040）年には37.5%に増加するとされています。

※年少人口：14歳以下の人口、生産年齢人口：15～64歳の人口、高齢者人口：65歳以上の人口

●年齢階層別将来人口の推計（国立社会保障・人口問題研究所推計値）

※ H36推計：国立社会保障・人口問題研究所推計値を基に、市が算出



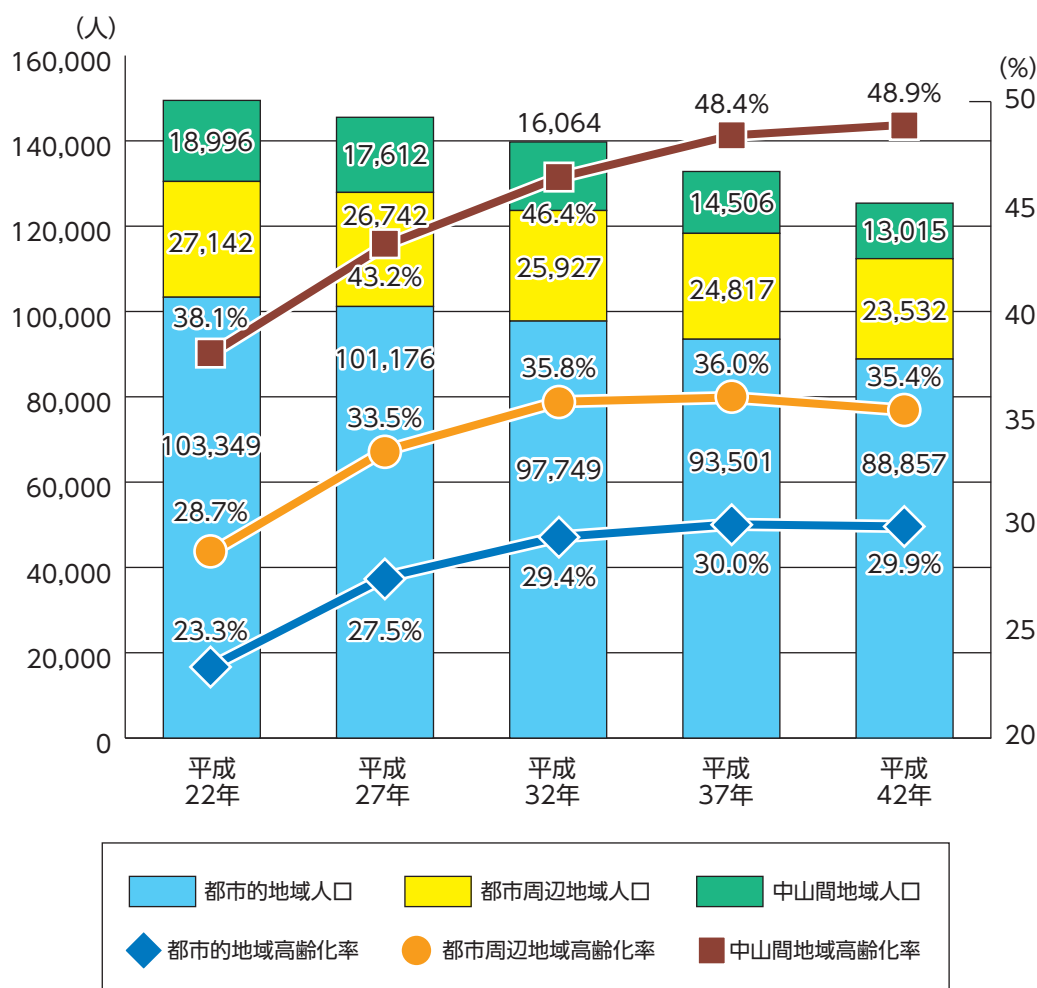
3. 地域別の人口見通し

市内の都市部や中山間地域等の地域別の人口は、平成22（2010）年国勢調査人口と平成32（2020）年の推計人口で比較すると、都市地域の減少率は5.4%に対し、中山間地域の減少率は15.4%と推計され、今後も中山間地域の過疎化が急速に進むものと予測されます。

また、高齢化率は、平成22（2010）年国勢調査人口と平成32（2020）年の推計人口で比較すると、都市的地域では23.3%から29.4%に対し、中山間地域では38.1%から46.4%と推計され、高齢化についても人口減少と同様に中山間地域で急速に進むものと予測されます。

●地域別将来人口・高齢化率の推計（周南市推計）

本推計は、市独自に市内を32地区に区分して、地区毎に過去の人口移動の実績から将来人口を推計し、それを地域別に合計したものであり、これによる市全体の推計人口は、将来の人口要因も加味した「国立社会保障・人口問題研究所」の推計人口とは異なります。



都市的地域…… 徳山・遠石・岐山・今宿・桜木・周陽・秋月・久米・櫛浜・富田東・富田西・福川・福川南
 都市周辺地域… 鼓南・夜市・戸田・湯野・菊川・勝間・大河内
 中山間地域…… 大津島・大向・大道理・長穂・須々万・中須・須金・和田・高水・三丘・八代・鹿野

Ⅲ 4. 将来人口への対応

本市の人口は、平成36（2024）年には、約135,000人と予測されますが、これを上回る定住人口を目指します。

この定住人口は、まちづくりの重要な要素であることから、今後、子どもを生み、育てやすい環境づくりによる年少人口の減少抑制や雇用の

確保等による生産年齢人口の減少抑制に向けた積極的な取組みを進めていく必要があります。

特に、中山間地域などにおいては、都市部以上に急速に進む少子高齢化に対応する取組みを優先的に進めていかなければなりません。



Ⅵ まちづくりの方向

将来の都市像

「人・自然・産業が織りなす 未来につなげる 安心自立都市 周南」

の実現に向け、まちづくりの方向を次のとおり掲げます

ⅰ 1. 元気で心豊かな人を育むまちづくり

人口減少が続く中で、特に子どもや若い世代の人口が大きく減少することが予測されることから、こうした世代の人口減少の抑制に向けて、誰もが安心して子どもを生み、育て、その中心である女性の活躍できる環境づくりに努めます。

そして、充実した保育や教育を提供することのできる環境づくりに向けて、社会環境に応じた保育ニーズへの適切な対応や子供の特性や能力を伸ばす学校教育の充実を図ります。

また、学校・家庭・地域の連携により、社会全体で支え合いながら子どもを育てる環境づくりやひとり親家庭への対応等を進め、安心して子

育てができ、子供たちが学校や地域でのさまざまな体験等を通して「生きる力」を身に付け、元気に成長していくことのできるまちづくりを進めます。

さらに、子供が健康やかに成長していくための、健康や医療の充実を図ります。



ⅱ 2. 無限の市民力を発揮できるまちづくり

日常生活において、さまざまな課題等に対し、個人・地域団体・NPO、市民活動団体・企業等のまちづくりを担う多様な主体が、「新しい公共」等の活動の中で、それぞれの力をしっかりと発揮でき、活躍できる環境づくりを進めます。

また、各地域における魅力づくりや身近な課題の解決に向けて、主体的な活動を行う、地域のコミュニティ推進組織や自治会等の活動環境の整備に取り組みます。

特に、中山間地域においては、人口減少や高齢化の急速な進行に伴い、市民個人や自治会など、個々の対応ではこれまでの生活や機能を維持していくことが困難なことから、「共助」による地域の維持・活性化に向けた取組みを支援し、

安心して暮らせる活力あふれる中山間地域づくりを進めます。

また、高齢化が進む中、生涯にわたって学ぶことは、生きがいをもった人生を送る上で大切な要素であり、文化・芸術・伝統にふれあう場やスポーツに親しむ機会をつくるなど、豊かで彩りのある市民文化の育成に取り組みます。



そして、社会のあらゆる分野で何人も性別にかかわらず、対等な構成員として個人の能力を十分に発揮でき、共に責任を担い、活躍できる男女共同参画社会の実現を目指します。

さらに、子供から高齢者まで、誰もがかけがえのない生命を大切にし、互いに多様な生き方を認め合い、自由で平等な、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指します。

Ⅲ 3. 安心して健康に暮らせるまちづくり

市民の生命と財産を守り、安全を確保するため、市民の防災意識の高揚や「自助・共助」の意識の啓発に努め、ソフト・ハード両面から防災対策に取り組み、地域特性に応じた防災対策の強化・充実、災害時における重要拠点となる公共施設の老朽化への対応や情報収集伝達機能の強化等を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

また、高齢者や障害者のニーズに対応した福祉サービスの充実や地域で支え合う福祉活動を支援するとともに、医療と介護の連携による地域包括ケアシステム※22の確立、疾病予防などのライフステージに応じた健康づくり、適切な医療サービスを受けられる地域医療体制の充実を

図るなど、いつまでも健康に暮らせるまちづくりに取り組みます。

さらに、消防力の強化・充実を図るとともに、家庭や地域においても、防災をはじめ防犯、交通安全等に対する意識の浸透を図り、互いに支え合う地域づくりを進め、市民力を活かしたセーフティーネット※23の仕組みづくりに取り組みます。



Ⅲ 4. 活力と魅力に満ちた賑わいのあるまちづくり

本市の徳山下松港やJR徳山駅、市内4カ所の高速道路のインターチェンジなど、広域的な交通・物流の拠点としての優位性や産業構造の特徴を活かし、雇用や富の創出につながる周南コンビナートを中心とした工業や本市の産業資源である水素の利活用等に向けた新産業の振興を図るとともに、港湾や道路などの産業基盤の整備に

取り組みます。

また、関係機関と連携しながら企業誘致や起業支援に取り組み、雇用の安定・確保を図るとともに、農林水産業の振興やさらに6次産業化へつながるような地域ブランド※24への展開など、産業の活性化に取り組み、地元消費の拡大を目指します。

※22 地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まいなどの支援が包括的に確保される体制。

※23 セーフティーネット

網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安心安全を提供するための仕組みを指す、社会保障の一種。

※24 地域ブランド

地域の特産品などを他の地域のもものと差別化をするための名称。

さらに、地元での消費を促す商業の振興とともに、「まちの顔」である徳山駅周辺の中心市街地を回遊性のある賑わい空間へと再生するため、ハード・ソフト両面から取組みを進めます。

また、恵まれた海・島・山・里の自然をはじめ、

動物園などの地域資源の充実による観光の振興や交流人口の増大につながるコンベンションシティ※25の取組みにより、魅力あふれる賑わいのあるまちの実現を目指します。



5. 環境にやさしく快適で利便性の高いまちづくり

市民が安心して住み続けられる快適で利便性の高い住環境を提供していくため、引き続き生活道路や公園・住宅・水辺空間・上下水道などの都市基盤の整備に取り組むとともに、近年問題となっているインフラの老朽化に対応するため、計画的な維持修繕や必要に応じた更新に努めます。

また、ユニバーサルデザイン※26をはじめ、緑や景観にも配慮したまとまりのある市街地の形成、公共交通の確保などに取り組めます。

多様化する環境問題への対応については、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、連携しながら地球温暖化・環境保全対策に取り組むとともに、生活の基盤でもあるエネルギーの安定供給のできるまちを目指して、水素などの

新エネルギーや再生可能エネルギーに対する理解と普及促進に努めることにより、環境にやさしいまちの実現を図ります。

さらに、ごみの減量化や資源化を促進し、循環型社会※27を構築するとともに、市民一人ひとりの自覚と実践のもと、ごみのないきれいなまちの実現を目指します。



※25 コンベンションシティ

市内の施設を活用した各種大会、企業・学会等の会議や研修会などの誘致により交流人口の増大を図り、市内消費を喚起することで地域(経済)の活性化を推進するもの。

※26 ユニバーサルデザイン

年齢・性別・身体的特徴・言語などの違いに関係なく、はじめてから全ての人にとって利用しやすいまちづくり、ものづくり、環境づくりを行う考え方。

Ⅵ 6. 最大限の行政力を発揮するまちづくり

平成30（2018）年度に合併支援措置終了を迎える中で、行政資源を適切に配分し、最大限に活用した効果的・効率的な質の高い行政サービスを提供していくため、健全財政の推進や職員力・組織力の向上、選択と集中などを基本として、行政力を最大限に発揮するまちづくりを進めます。

これまで進めてきた、行財政改革の取り組みを継続し、より効率的な事務事業の推進に努めるとともに、生産年齢人口の減少に伴う税収減少や、行政需要の増減、さらには多様化する市民ニーズを見極めながら、適切な行政サービスの提供に努めます。

また、人口減少や今後の厳しい財政状況の中で、道路や橋りょう等を含めた全ての公共施設を現状のまま維持・更新していくことは困難な状況にあることから、計画的な施設マネジメントによる予防保全を図るほか、個々の公共施設の利

用状況やニーズ等を参考に、将来を見据えた施設の必要性や管理運営経費等を踏まえ、総合的に公共施設の再配置を進めます。

さらに、民間活力の導入の促進、安定した財政運営のための歳入の確保や歳出の抑制、市民と共にまちづくりに積極的に取り組む職員の育成や、行政課題に的確に対応した組織の構築を図るなど、あらゆる面から見直しを行い、身の丈に応じた健全な行財政経営を展開し、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めます。

また、飛躍的な進歩を遂げている情報通信技術（ICT）を積極的に活用し、個人情報に適正に管理するとともに、安心安全に関する情報や地域情報・行政情報など、簡易で迅速な情報交流を行うことにより、行政サービスの利便性・効率性の向上に努めます。



※27 循環型社会

廃棄物等の発生抑制とその循環利用が適正に行われることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られる社会。

